



市長のこんにちは訪問

市長が先進的な取り組みを行っている市民団体・事業所などを訪問し、直接市民の皆さんと意見交換を行う『市長の“こんにちは訪問”』を実施しています。

◎市HP「市長室」でもご覧になれます。
 問 市民相談課 ☎ 2998-9092

早稲田大学浅田ゼミと明峰小学校との連携事業

今回は、明峰小学校を訪問し、同校と早稲田大学浅田教授のゼミが連携して行っている“チャレンジタイム授業”を見学しました。

この取り組みは、毎週木曜日をゼミの授業日に充て、始業前から放課後まで、学習面などのサポートをいただいているものです。



▲学習支援の様子

児童が課題プリントを自主的に取り組むチャレンジタイムでは、学生がサポーターとして、学習支援を行っています。

浅田教授からは「学生を使いこなしていただければうれしい。さらに研修を積み、より協働的な支援を目指していきたい」。明峰小学校の網校長からは「今後も教員の質を上げ、新たな研修と地域を巻き込んだ取り組みを行っていきたい」。学生からは「学生がいるからこそできると言われるような授業を共に作りたい」との話がありました。



▲ゼミの皆さんとの懇談の様子

【市長メッセージ】

教育を研究する大学生が丸1日小学校で子どものために活動してくれるってすごいと思います。なにより児童が生き生きと授業に取り組む姿が印象的。大学と市の連携事業はこの他にも多くありますが、このように継続して取り組んでいただけることで、児童の学習意欲の向上につながっているものと思います。今後は、教員と学生が共に刺激を受けながら、更に良い学校になることを期待しております。



市役所本庁舎の休日開庁日
 (3月8日(土)・22日(土))、
 臨時開庁日 (3月30日(日)、
 4月6日(日))でも
 手続きできます
 (4頁参照)。

手続き方法 下表を参照し、必要書類などを持参の上、市役所1階国民年金課または、まちづくりセンター(並木を除く)へ直接

**就職や退職に伴う
 国民健康保険・
 国民年金の手続きを
 お忘れなく**

	国民健康保険	国民年金
	問 国保年金課 (国民健康保険担当) ☎ 2998-9131	問 国保年金課 (国民年金担当) ☎ 2998-9095
就職した方やその扶養家族など	対 就職して勤務先の健康保険に加入した方や、その扶養家族 持 ▶ 新しく加入した健康保険被保険者証 ▶ 国民健康保険被保険者証 ▶ 印鑑	対 就職して厚生年金・共済年金に加入した方や、その扶養家族 ◎ 市役所での手続きは不要ですが、国民年金保険料納付についての通知が届く場合はお問い合わせください。
退職した方やその扶養家族など	対 ▶ 勤務先の健康保険の資格がなくなる方 ▶ 扶養家族からはずれる方 ▶ 任意継続の健康保険が切れ、他の健康保険に加入しない方 持 ▶ 健康保険資格喪失証明書または退職証明書や離職票 ▶ 顔写真付き本人確認書類(自動車運転免許証、パスポートなど) ▶ 印鑑 ▶ 年金証書(60歳から64歳までで年金を受給している方のみ) ◎ 加入の届け出は資格喪失日の2週間前からできます。	対 ▶ 60歳未満で厚生年金・共済年金の資格を失った方、またその配偶者で扶養に入っていた方(第3号被保険者) 持 ▶ 退職証明書や離職票などで退職日のわかるもの ▶ 年金手帳 ◎ 厚生年金・共済年金に加入している配偶者の扶養に入る方は、配偶者の勤務先で手続きをしてください。

消費税率引上げに伴い水道料金などが変わります

平成26年4月1日(火)から消費税および地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられます。これに伴い、下表の使用料・手数料などの消費税率を8%に変更します。

◆26年4月1日から変更する使用料・手数料など

使用料・手数料など	問い合わせ
水道料金・下水道使用料	上下水道部料金課 ☎ 2921-1080
水道利用加入金	上下水道部給水管理課 ☎ 2921-1082
人間ドック検診料、生活習慣病検診料、特別療養環境室料、各種診断書料、各種証明書など	市民医療センター総務課 ☎ 2992-1151
歯科診療所あおぞら保険外診療料	保健医療課 ☎ 2998-9385

消費税価格転嫁等総合相談センターを設置

内閣府では、消費税の転嫁、広告・宣伝、総額表示および便乗値上げに関するお問い合わせを受け付けます。

◎同センターHP (<http://www.tenkasoudan.go.jp/>) からメール相談フォームを利用して相談することもできます。

問 消費税価格転嫁等総合相談センター ☎ 0570-200-123 (土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時 / 平成26年3月・4月は土曜日も受け付け)

消費税の転嫁拒否などの情報受付・相談窓口

情報・相談内容など	問い合わせ
消費税の転嫁拒否行為に関する情報受付(事業者の方)	商業観光課 ☎ 2998-9155
消費税の転嫁を阻害する表示に関する情報受付(消費者の方)	消費生活センター ☎ 2928-1233
消費税転嫁対策に関する相談	所沢商工会議所・中小企業相談所 ☎ 2924-5581

- 問 市民相談課 ☎ 2998-9064
- ① 廃棄処分をした場合
 - ② 盗難にあった場合(警察への届け出とは別に廃車の申告手続きが必要)
 - ③ 譲渡した場合
 - ④ 所有者が亡くなった場合
 - ⑤ 市外へ転出する場合
- ◎ いずれの場合も第三者に手続きを依頼した場合には、手続き完了の確認をしてください。

車種	取扱窓口	手続きに必要なもの
◆ 原動機付自転車(125cc以下) ◆ 小型特殊自動車	市役所2階市民税課 ☎ 2998-9064	▶ 所沢市のナンバープレート ▶ 印鑑 ▶ 標識交付証明書 ▶ 譲渡証明書(名義変更の場合)
◆ 軽二輪(125cc超～250cc以下) ◆ 二輪の小型自動車(250cc超)	埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2029	取扱窓口へお問い合わせください
◆ 軽四輪など	軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 ☎ 049-258-8011	

原動機付自転車(バイク)・軽自動車などの申告手続きはお早めに



ご覧ください 広報課公式フェイスブック

市内で行われたイベントや出来事などの情報を発信していきます。
 ◎市HP(「所沢市のニュース」をクリック)で、ご覧になれます。
 フェイスブックURL <https://www.facebook.com/tokorozawashikouhouka>
 問 広報課 ☎ 2998-9024

